

「木材の安定供給及び地域活性化に関する木材利用促進協定」

脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律（平成 22 年法律第 36 号）第 15 条第 1 項に基づき、一般社団法人神奈川県木造住宅協会（以下「甲」という。）、神奈川県森林組合連合会（以下「乙」という。）及び神奈川県（以下「丙」という。）は、木材の安定供給及び地域活性化に関する木材利用促進協定を締結する。

1. 目的

この協定は、甲及び乙の建築物木材利用促進構想について、甲、乙及び丙が連携・協力することにより、甲及び乙による取組を推進し、構想の達成に寄与することを目的とする。

2. 建築物木材利用促進構想（甲による木材利用の促進に関する構想）

（1）構想の内容

- 甲は、会員が設計及び施工する建築工事において、神奈川県産木材の利用拡大を通じて、2050 年カーボンニュートラルの実現、林業及び地域の活性化等に貢献するとともに、クリーンウッド法に規定する合法伐採木材等を利用することにより SDGs に貢献する。

（2）構想の達成に向けた取組の内容

- 甲は、加盟する会員が設計及び施工する建設工事においては、神奈川県産木材を使用した高品質な木造住宅及び非住宅木造建築物の供給に取り組む。
- 甲は、加盟する会員の顧客に対し森林資源と環境への貢献等への理解を促すため、森林見学、伐採見学、植林体験等の機会を通じて情報提供を継続的に行う。
- 甲は、加盟する工務店の木材需要を集約し、生産者へ情報提供を行うことで、生産予定が組みやすい環境を整え、生産、需要及び雇用の安定化を図る。
- 甲は、アカネトラカミキリの被害を受けた神奈川県産木材の利用を積極的に促進する。
- 甲は、本協定により確保した木材を、災害時の応急仮設建設において、備蓄材として使用し神奈川県内の災害支援及び復興に貢献するものとする。

3. 建築物木材利用促進構想（乙による木材利用の促進に関する構想）

（1）構想の内容

- 乙は、神奈川県産木材をはじめとする合法伐採木材等の安定的な供給を通じて、森林資源の循環、林業及び地域の活性化、木材利用の促進に貢献する。

（2）構想の達成に向けた取組の内容

- 乙は、甲の取組が円滑に行われるよう、木材の安定供給に努め、木材情報の積極的な提供を行う。
- 乙は、可能な限り職員の派遣、見学場所の提供等を通じて、甲の行う現場見学等の取組に協力するものとする。

4. 甲及び乙の構想を達成するための丙による支援

- 丙は、甲及び乙の取組を推進させるため、甲及び乙に対して活用可能な補助事業等の情報提供や意見交換を行うとともに、本協定に基づく甲及び乙の取組を優良事例として積極的に広報する。

5. 構想の対象区域

構想の対象区域は、神奈川県内及び甲の会員工務店が施工する県外区域の建築工事現場とする。

6. 本協定の有効期間

本協定の有効期間は、協定締結の日から令和 5 年 3 月 31 日までとする。

本協定期間満了時において、協定を継続しない場合は、相手方に対し、本締結期間満了の 1 カ月前までに通知するものとする。本通知がなされない場合は、本協定は、さらに同一の条件で 1 年間更新されるものとし、その後も同様とする。以後の締結期間についても同様とする。

7. その他

（1）実施状況の報告

甲及び乙は、丙が求めた場合、構想の達成に向けた取組の実施状況の報告に協力するものとする。

（2）協定の変更及び協議

甲及び乙は、この協定の内容を変更する必要がある場合、又はこの協定に定められていない事項について連携・協力する必要がある場合、速やかに協議し、これを解決するものとする。

（3）協定の解除

甲、乙及び丙は、他の協定締結者がこの協定で定めた取組を実施しない場合、又はこの協定で定めた内容を履行しない場合、この協定を解除できるものとする。

この協定を証するため、本協定書を 3 通作成し、甲乙丙が記名の上、各自その一通を保管する。

令和 4 年 11 月 4 日

甲 一般社団法人神奈川県木造住宅協会

会長 青木 哲也

乙 神奈川県森林組合連合会

代表理事会長 小泉 清隆

丙 神奈川県

知事 黒岩 祐治